

件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例						
主管課	人事課						
根拠法令等							
<p>【改正の概要】</p> <p>医師の初任給調整手当の改正（人事委員会報告）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療職給料表(-)の適用を受ける職員</td> <td style="text-align: center;">306,900 円</td> <td style="text-align: center;">→ (1) 410,900 円</td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	医療職給料表(-)の適用を受ける職員	306,900 円	→ (1) 410,900 円
	改正前	改正後					
医療職給料表(-)の適用を受ける職員	306,900 円	→ (1) 410,900 円					
施行日	平成 21 年 4 月 1 日						
<p>【その他参考事項】</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第 18 条の 4 <u>次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 10 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</u></p> <p>(1) <u>医療職給料表(-)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又は大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職のうち医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額 306,900 円</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p>							